

令和8年 第2回 安中市農業委員会議事録【部分開示】

1 開催日時 令和8年2月25日(水) 午後1時20分～午後3時45分

2 開催場所 安中市役所第305会議室

3 出席委員 (17人)

出席者	1番 井上 豊	2番 佐藤 光司	3番 須藤 克美
	4番 須藤 房二	5番 萩原 幹雄	6番 岡部 雅彦
	7番 柘植 正	8番 眞砂 幸光	9番 田中 錦也
	10番 橋本 一男	11番 猿谷 健一	12番 田中 正明
	13番 塩谷 幸生	14番 宇佐美幸雄	15番 金井 亮
	16番 伏田 再子	17番 丸山 征二	

4 欠席委員 (なし)

5 議事日程

日程第 1	議事録署名人の指名について
日程第 2	会務の報告について
日程第 3	議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請審議について
日程第 4	議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請審議について
日程第 5	議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請審議について
日程第 6	議案第4号 農用地利用集積等促進計画の承認について
日程第 7	議案第5号 安中市農業委員会処務規程の一部改正について

6 農業委員会事務局職員

事務局長	茂木 浩之	庶務兼農業振興係長	遠間ゆかり
農地係長	真下 貴光	農地係	中嶋 圭
農業振興係	大河原健斗		

会議の概要

議長 ただいまから令和8年第2回農業委員会総会を開会します。

出席委員は、17名中17名で定足数に達しておりますので、総会は成立しました。

日程第1、議事録署名人の指名についてを議題とします。

安中市農業委員会総会会議規則第23条第2項に規定する議事録署名人ですが、議長から指名することに異議ありませんか。

委員 異議なし。

議長 異議なしと認め、4番須藤房二委員・13番塩谷幸生委員の両君を指名します。
なお、書記に事務局職員を任命します。
次に、日程第2、会務の報告について事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、会務の報告をいたします。
令和8年1月26日開催の第1回総会で許可相当の議決案件、農地法第4条関係4件、5条関係8件につきましては、令和8年2月16日付で許可書を交付いたしました。
西部地区農村女性フォーラムが2月5日に高崎市の群馬県高崎合同庁舎で開催され、伏田委員が出席をされました。
群馬県農業会議の第11回常設審議委員会が2月16日に前橋市のJAビルで開催され、丸山会長が出席されました。
群馬県農業会議役員等による意見交換会が2月16日、前橋市のホテルサンダーソンで開催され、丸山会長が出席されました。
ぐんま農業委員会女性ネットワーク第15回通常総会が2月18日に前橋市のJAビルで開催され、伏田委員、推進委員の萩原委員の両委員が出席されました。
報告は以上です。

議長 次に、日程第3、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請審議についてを議題とします。
本案について事務局の説明を求めます。

事務局 議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請書を下記のとおり受理したから審議のうえ議決願いたい。
令和8年2月25日提出、安中市農業委員会会長丸山征二。
議案第1号、農地法第3条の申請は、議案書1ページ記載の5件です。受理した申請書は、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件全てを満たすと考えます。
以上で説明を終わります。ご審議をよろしくお願いいたします。

議長 説明が終わりました。
本案について意見のある方はお願いします。
5番。

5番委員 5番です。農地法第3条の規定による許可申請の1番ですけれども、これは渡

し人の土地が受け人の土地の地続きとなっておりまして、何ら問題はないと思っております。審議の参考にしてください。

議長 ほかにありますか。

9番。

9番委員 9番です。議案第1号、農地法第3条の2番です。これは、現地は〇〇の〇〇から〇〇に向かう道の途中、山あいの、山に登るすぐ手前のところの左右にある5筆になります。耕作放棄地に現状なっておりますが、この受け人が〇〇の〇〇ということで、管理がどこまでできるかということ、もちろん作ってもらえるのはありがたいのですが、危惧しているところがございます。〇〇からですと1時間程度の時間がかかると想定されますので、今日この会議というか、総会に出席してくれるということですので、意見を聞いてみたいと思っております。

以上です。

議長 4番。

4番委員 4番です。議案第1号の農地法第3条の3番です。受け人の〇〇は担い手で、非常に田んぼを広く耕作しています。問題はないと思いますので、審議の参考にしていただきたいと思っております。

以上です。

議長 ほかにありますか。

15番。

15番委員 15番です。農地法第3条規定の5番のところ、5番は全部で7筆ありますが、そのうちの書類の上の5筆は現在も見ただ感じ田んぼで、1年以上作っていないのですが、用水路のそばですし、水利の状況はこの辺では一番いいところで、特に耕作には問題ないということで、受け人と渡し人、〇〇で、〇〇、女性ですが、この調査書のとおり、以前も水稲とかネギ、農作業を手伝っているということだったので、特に問題はないかと思っております。

それで、あとの2つ、一番下の2筆、これは現在家の裏で全く枯れてしまっている盆栽とか植木がいっぱいあるところで、ここを農地として片づけて耕作するのかどうかというのはちょっと疑問は残るところですが、頑張ってきてきれいにするかなと期待しているところで、特に問題ないところかなと思っております。

以上です。

議長 ほかにありますか。

7番。

7番委員 7番です。議案第1号の農地法第3条の4番です。ここに書いてあるとおり、農地法第5条の4番と関連していますけれども、そのときにまた発表させてもらいます。

議長 ほかにありますか。

委員 なし。

議長 なければ打ち切ります。

ただいま委員から意見がありましたので、お含みおきください。

それでは、お諮りします。議案第1号については、審査班に審査を付託したいと思います。

なお、審査班に付託した議案について、他の審査班との審査の必要が生じた場合は連合審査にしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

委員 異議なし。

議長 異議なしと認め、1班に1番と2番の2件、2班に3番と4番の2件、3班に5番の1件、以上合計5件を付託します。

次に、日程第4、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請審議についてを議題とします。

本案について事務局の説明を求めます。あわせて、事前現地調査の概要についても説明をお願いします。

事務局 2月20日に実施されました申請面積1,000平米以上、営農型太陽光発電申請に係る4条申請3件の現地調査につきましては、特段問題とされるような事項は見当たりませんでしたので、ご報告いたします。

議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請書を下記のとおり受理したから審議のうえ議決願いたい。

令和8年2月25日提出、安中市農業委員会会長丸山征二。

議案第2号、農地法第4条の申請は、議案書2ページ記載の3件です。受理した申請書は、農地法第4条第6項各号に該当しないため、許可要件全てを満たすと考えます。

以上で説明を終わります。ご審議をよろしく願います。

議長 説明が終わりました。

本案について意見のある方はお願いします。

14番。

14番委員 14番です。議案第2号、農地法第4条の規定の申請で1番になります。全部で7筆あるのですが、一応現地を確認しに行ったのですが、ほとんど山で、区域というか、境目が分からない状態なので、一応事務局にも聞いたのですが、〇〇の関係で売買出している土地らしいのですけれども、取りあえず周りみんな山なので、問題はないと思いますので、よろしく願いをいたします。

議長 9番。

9番委員 9番です。議案第2号、農地法第4条の規定による2番と3番です。2番は、先々月から続いております〇〇関連と同じ案件です。場所は離れているのですけれども、当時数十年前にこの場所も合わせて〇〇にという話で取っておいて、50年間手つかずの状態であったということで、現地を確認したのですけれども、どこが畑でどこが山だか分からない状態になっております。こちら、周りに畑もないことから、致し方ないと考えます。審議の参考としてください。それと、3番です。3番は、令和2年に営農型の太陽光発電の許可申請を受けて3回目の更新になります。以前はキクイモだったのですけれども、今回はニンニク、カボチャに変更ということで、適切な栽培をしているようです。草刈りもしてあって、特に問題はないと考えます。以上、よろしく願いいたします。

議長 ほかにありますか。

委員 なし。

議長 なければ打ち切ります。

ただいま委員から意見がありましたので、お含みおきください。

議案第2号については、審査班に審査を付託したいと思います。1班に1番の1件、2班に2番の1件、3班に3番の1件、以上合計3件を付託します。

次に、日程第5、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請審議についてを議題とします。

本案について事務局の説明を求めます。あわせて、事前現地調査の概要についても説明をお願いします。

事務局 2月20日に実施されました申請面積1,000平米以上及び営農型太陽光発電申請に係る5条申請10件の現地調査結果につきましては、特段問題とされるような事項は見当たりませんでしたので、その旨ご報告させていただきます。議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請書を下記のとおり受理したから審議のうえ議決願いたい。

令和8年2月25日提出、安中市農業委員会会長丸山征二。

農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請書。

令和8年2月25日提出、安中市農業委員会会長丸山征二。

議案第3号、農地法第5条の申請は、議案書3ページから4ページ記載の15件及び議案書5ページ記載の計画変更3件の計18件です。受理した申請書は、農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可要件全てを満たすと考えます。以上で説明を終わります。ご審議をよろしくお願いいたします。

議長 説明が終わりました。

本案について意見のある方はお願いします。

4番。

4番委員 4番です。議案第3号の農地法第5条の許可申請について、2番の案件です。この案件は、現地調査したときに見てまいりましたけれども、既に右側が受け人の〇〇の資材置場として利用されている状態であります。そして、この渡し人の〇〇の田んぼなのですけれども、そこはほとんど耕作をしておりません。その隣に市道を挟んでもう一枚あるのですけれども、そこも耕作されていないで、それも〇〇の田んぼであります。北側に水路等がありまして、その北側はきれいに耕作された田んぼが続いているというところなんです。南側は、もう広い市道に面して、周りが大体〇〇の駐車場というような状態になっている場所ですので、農業に対する問題はほとんどない状態でありますので、ご審議の参照にさせていただきたいと思います。

以上です。

議長 ほかにありますか。

6番。

6番委員 6番です。農地法第5条関係の12番、あと、事業計画変更の1番と2番、すでに転用許可を受けていまして、30年以上前に受けていまして、それが中止になった状況であります。また、近隣の周辺の農地にも影響ないと思われまますので、特に問題ないと思われまます。審議の参考にしてください。

議長 13番。

13番委員 13番です。議案第3号、農地法第5条関係の6番です。6番の申請地は今まで畑なのですけれども、耕作しなくて、草刈りをして管理していた土地であります。西側には畑、やっぱりこの畑も草刈りをしている程度の管理です。それから、南側は農道を挟んで斜面を利用した墓地になっております。東側から北

側にかけては竹やぶとなっております。したがって、周囲に与える影響はないと考えるので、審議の参考としてください。

議 長 9番。

9番委員 9番です。議案第3号、農地法第5条の2ページ目の10番です。現地は、住宅と畑、それと太陽光発電等々が混在している地域でありまして、周りにも太陽光が幾つも建っております。今回も太陽光発電用地ということですが、周辺農地に与える影響は少ないと考えるので、審議の参考としてください。

議 長 10番。

10番委員 10番です。議案第3号、農地法第5条関係の3番なのですが、この土地については〇〇より南方100mぐらいのところの〇〇というところを50mぐらい、〇〇に沿って下がったところですが、それで、東方に2m幅で20mぐらいの突き当たりまでなのですが、その突き当たりには2軒空き家があるのですが、そこを買ったらしいのです。その場所が、転用許可を受けずに使用していたということで、その2mぐらいの道を、また2mぐらい下がったところが雑種地と、その隣が畑になっているということで、特に問題はないと思われまので、よろしく申し上げます。

議 長 12番。

12番委員 12番です。議案第3号、農地法第5条の11番です。この土地は、転用目的は倉庫用地で、転用許可を受けていなかったため是正し、始末書が添付されているので、転用やむを得ないと考えております。

以上です。

議 長 ほかにありますか。

15番。

15番委員 15番です。農地法第5条の5番です。5番の〇〇の〇〇のところ、以前もこの隣が太陽光の件で出ていたところなのですが、申請書類の添付図面は端過ぎて、これより上流側の関係がよく分からないのですが、現地へ行ってみたら特に問題ないところなのですが、いずれにしてもここは安中市のこの、毎回私これを出すのですが、心得帖という令和3年に発行した災害対応ガイドブック、この地滑り警戒区域になっているのです。地滑りが発生する危険性があるというところで、それでどういう対応になるのかということで私も太陽光条例とか、安中市の太陽光条例をよく読んでみたのですが、何かはっきりしない文章なのです。どういうことかということ、地滑り指定地になっていけば、これはもう何

も、こんな太陽光は造ってはいけないところなのですが、中止区域という表現なのです。安中市の条例、これは上乘せの条例になるかと思うのですが。だから、中止区域で500平米以上、中止区域。土砂災害警戒区域（イエローゾーン）。イエローゾーンとだけ書いていて何もしない。何も制限ない感じなのです。よく読んでみると。だから、どう考えればいいかと私も悩んだのですが、いずれにしてもこの添付された書類ですね、A3のこの書類。これを見ますと、確かにそれらしき対応はしているような感じはするのです。ということかという、この太陽光の発電設備の区域の中に、要するに浸透柵とか造っていないのです。これを一番下流側に排水路を設けて、これに流すよという計画なのです、この図面です。それでしたら、地滑りの危険地域としてはぎりぎりセーフなのか。要するに地滑りというのは、雨なんか降ってそれが浸透して、地下水が上がると地盤が不安定になって滑る。それが教科書的な地滑りの形なのですが、これを避けるために太陽光の発電エリアの外に水を出すというまきに考えで土地利用計画図ができていますので、それだったらいいのではないかな。ただし、断面図が一つもついていないので、この排水路にどういうふうにして発電所の中の地表水をここに持ってくるかというのは全然よく分からないのです。その辺もし今日呼出しがあったら聞こうかと思ったのですが、どうもなさそうなので、それがちょっと心配です。いずれにしても計画としては問題ないので、ご審議の参考にしていただきたいと思います。

議長 ほか。

4番。

4番委員 4番です。農地法第5条の計画変更の申請についての3番の案件ですけれども、現地を確認してまいりました。確かに資材置場として令和6年の1月の19日に許可が下りて、資材置場という形で使っていたのだと思います。ただ、これに始末書が添付されているということがありますけれども、現状ですと恐らくあそこへ、1,000平米からある場所だから、何棟建物が建てるか、共同住宅が建てられるか、ちょっとまだ私は分かりませんが、1棟がほとんど80%建設された状態です。恐らくあとはもうエアコンをつけたり、電気はもう完全に東電から引っ張り込まれておまして、エアコン等の室外機等が周りに置いてあります。

このいわゆる物件は、〇〇、〇〇がここを恐らくやって、建設者そのものが〇〇の〇〇ということで総会の資料にはうたってあります。実際にこの建設の現

場を預かってやっているところというのは、〇〇の〇〇がそこをやっている看板の表示が出ておりました。ですから、どのようにしてこういう建設がほとんどできてしまったところで、相手と言ってはおかしいですけども、この業者そのものの〇〇、〇〇を扱っているプロですので、何でこのような現状の事態になったかというのが納得いかないなというような自分としての疑問が湧いてくるところであります。

以上です。

議長 この業者は呼出ししていますので、皆さんで質問してください。
ほかにありますか。

2番。

2番委員 2番です。議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請の7番と9番です。まず最初に、7番ですけども、太陽光発電用地として転用するということです。既にこの周囲、西側と南側には太陽光発電装置が設置されていまして、活動しています。北側と東側には住宅があります。この用地の南側には、耕作放棄された、雑草が繁茂した畑があるわけですが、特段周囲に影響はないかと考えます。

それから、9番につきましては、これも同じく太陽光発電用地に転用ということで、この周辺確認をしました。既にこの地域の場所はちょっと東のほうから2017年、2018年、2021年と太陽光設備が徐々に西のほうに設置されていまして、この水田は雑木林がちょっと繁茂しています。恐らくこれを切り倒して太陽光発電用地というふうに移転するかと思います。西側にも水田はあるのですけれども、西側に対する影響はないかと考えます。ご審議の参考にひとつよろしく願いいたします。

議長 ほかにありますか。

7番。

7番委員 7番です。議案第3号の農地法第5条の4番です。先ほどちょっと言いましたけれども、第1号議案の農地法第3条の4番と同じ案件なのですけれども、既に営農型の太陽光発電が設営されていまして、その3年の期限が切れて継続ということの申請だと思います。問題ありません。

それと、8番です。8番と15番、どちらも同じような状態の完全に放棄地というような状態で、どちらも同じような案件なのですけれども、近隣の農地に与える影響はほとんどないと考えられます。審議の参考としてください。

以上です。

議 長 ほかにありませんか。

委 員 なし。

17番委員 なければ、17番から。

議案第3号、農地法第5条の1番になります。こちらは、事前調査で皆さんにも見ていただいているところではありますが、3種農地ということもありまして、場所は〇〇の裏側になるのですが、周辺は宅地化の進んだ地域で、周辺農地への影響はないと考えられます。

続きまして、13番になります。こちらも先日皆さんで見ていただいたところなのですが、周辺は宅地化の進んでいる地域でありまして、本当は安中市の農業の一等地なのですが、致し方ないと思われれます。周辺農地への影響はないと考えます。

14番になります。こちらの〇〇で2種農地なのですが、周辺は宅地化の進んだ地域でありまして、周辺農地への影響はないと考えますので、ご審議の参考をお願いいたします。

議 長 ただいま委員から意見がありましたので、お含みおきください。

議案第3号については、審査班に審査を付託したいと思います。1班に11番から15番の5件、併せて計画変更1番と2番の計7件、2班に6番から10番の5件、3班に1番から5番の5件、併せて計画変更3番の計6件、以上18件を付託します。

これより書類審査のため、暫時休憩とします。

なお、審査が終わり次第再開とします。

(休憩午後 2:05)

(書類審査)

(再開午後 2:24)

議 長 休憩前に引き続き会議を再開します。

それでは、運営内規に基づき、議案第1号、農地法第3条関係の2番の案件申請者から説明を求めたいと思いますが、これに異議ありませんか。

委 員 異議なし。

議 長 異議なしと認め、議案第1号2番の案件申請者から説明を求めます。

(議案第1号2番案件申請者入場・着席)

事務局 それでは、最初に自己紹介をしてから申請内容の説明をお願いいたします。

2番申請者 すみません。本日は、お忙しいところありがとうございます。今回ブルーベリーの栽培という形で申請のほうをさせていただきました〇〇と申します。よろしく願いいたします。このたびブルーベリーの栽培をずっと親友とやっていたのですけれども、今回場所を譲ってくださるという方が見つかったものですから、今回このような形で申請のほうを上げさせていただきました。

以上になります。

2番申請者 お疲れさまです。私、今回農地法第3条許可の申請書作成、提出を依頼いただきまして行いました行政書士の〇〇と申します。今日は、最後までサポートさせていただくということで同席をさせていただきました。よろしく願いいたします。

事務局 申請内容の説明をお願いいたします。

2番申請者 今まで私農業を専従としてやっていたわけではないのですけれども、今まで友達、親友のほうで〇〇のほうでブルーベリーのポット栽培、今6次産業まで進めることになって、販売までやっているのですけれども、そのサポートを全面的に受けながら、自分で住んでいる、今〇〇なのですけれども、そちらのほうから安中の該当地まで車で30分ちょっと、40分弱になるものですから、普通に通えることができる範囲だと思って、譲っていただきたいという話で進めさせていただいております。

本格的に自分としてやっていたわけではないものですから、あくまで手伝いだったものですから、最初は手探りで始めていく形になるのですけれども、少しずつ休耕地として荒れ果てている土地なものですから、地植えという選択肢をやめて、ポット栽培、ポットの形でブルーベリーの苗を植えて、それをすることによって水の管理、栄養分の管理、全てしていくことができるものですから、今までの従来の農作業の労働負担を減らしつつも、従来どおり、もしくは目指しているところは従来以上、さらに6次産業まで同じようにやっていきたいと思っております。

今まで農地の畑を耕するという作業ではないものですから、なかなか本当にできるのかなみたいなご意見もあるかもしれないのですけれども、実際事例としても〇〇の〇〇、先ほど話をした大学時代の親友が既にやっております、今年からブルーベリーのジェラートとジャムという形でキッチンカーと、あと今〇〇の駅にも店舗を出す前提で準備を進めております。その〇〇版といいますが、安中版になるのか、〇〇版になるのか、これからなののですけれども、そ

れを本格的に事業としてやっていきたいなと思っております。

大体は以上になります。

議長 申請者の説明が終わりました。

質問のある方はお願いします。

9番。

9番委員 9番です。本日は遠いところ、また忙しいところありがとうございます。2点ほど質問させていただきたいのですが、まず1点目、〇〇から安中まで大体片道1時間程度の時間がかかると思われます。その場合、農作業について毎日といますか、する日数にもよるのですが、どのぐらい負担があるか、計画等をお聞かせ願いたいのと、もう一点、地図を見て現場まで見させてもらったのですが、5筆あります。その中で3筆、4筆ぐらいは道路からすぐで馬入れがあって入りやすい、トラックでも入りやすい場所なのですが、1か所、道路から2mぐらい上がっているところに畑がありますもので、そこも馬入れ自体はあるのですけれども、お墓の裏で。どのような感じで入れるのかもちょっと心配な感じがありますので、そういう部分、5筆あるので、こちらとしては耕作放棄地を耕作していただいてありがたいことなのですが、質問をさせていただきたいと思います。お願いします。

議長 どうぞ。

2番申請者 では、今ご質問いただきました点についてなのですが、畑までの所要時間についてなのですが、私もともと〇〇をやっておりまして、〇〇の駅ができた頃、ずっと毎日〇〇の周辺の分譲地に通っていたことが実はあります。あの辺の家、結構いっぱい建てたのです。その後、実は〇〇から〇〇までも通勤をしていた時期がありまして、1時間弱という部分に関しては、これは個人差があるかと思うのですが、僕にとっては全然普通の距離でして、今現在、すみません、どこかに書いてあるかもしれませんが、〇〇のほうまで観光バスの運転手のアルバイトに行っているのですが、そこも今片道1時間、〇〇の峠越えをしているものですから、それに比べたら僕個人にとっては全然大したことはないかな。農業としてやっていくのに、もう専業でやっていきたいと思っているものですから、普通に平日デイトムというのでしょうか、そちらのほうに時間を充てるつもりでおります。

もう一点、高低差のあるところなのですが、ああいったところも〇〇のほうをやっていたものですから、手段としてはいろいろありまして、一応コン

クリートの道路みたいなところ、軽トラック1台分、道路のところにあるのですけれども、あそこにレールをつけて、下から上がれるようにしようかなとちょっと思っているのです。よく〇〇の別荘地でもやるのですけれども、ゴンドラではないのですけれども、荷運搬用のリフトをつけることによって荷揚げと、特に水なのですけれども、上げることができるかな。今すぐではないのですけれども、そういった構想はちょっと考えております。

以上のような感じでよろしかったでしょうか。

9番委員 ありがとうございます。

議長 ほかに。

11番。

11番委員 お疲れさまです。ブルーベリーの栽培ということで、近年、年々暑くなってきてまして、水の管理が大変難しくなってくると思うのですが、この資料によりますと自動散水装置という形、私ちょっとイメージつかないのですが、どんなような感じかと。あとは、水をどこからか大きいポンプをトラックに積んで持ってきて散水するのか。あとは、近くの水道を借りて使うのか、近くの川の水を使ってやるのか、その辺をお聞きしたいと思います。お願いします。

議長 どうぞ。

2番申請者 では、今いただきました質問に関してなのですが、自動散水装置、名前は格好いいのですけれども、物すごくアナログなシステムでして、今回ブルーベリーをポットで植えてまして、側面と天井面、全部ネットで覆うかたちになります。そのとき単管で足場を組むのですけれども、その単管のほりにですね、実は水道管なのです、塩ビの水道管を穴を開けてポットの列の上にはばあっと流します。それが1か所のと、車がつけられるところに口がありまして、そこからトラックで運んできた給水タンクの水を加圧ポンプで送り出すという。さらにいいますと、そこにポットなので、養分管理が物すごく簡単なのです。これも名前だけは格好よくついていますけれども、物すごくアナログです。ポットの体積が分かっているものですから、先にタンクのほうで養分を混ぜまして、一緒にポンプで送り出すと雨みたいに上から降ります。それをすることによって、適切な暑さ対策、水分対策を行っていくというのを今現在〇〇のほうでもやっているのですけれども、その形。すみません。名前だけで格好よくて申し訳なかったです。

それと、もう一点、すみません。何でしたか。

- 1 1 番委員 水とかの調達。
- 2 番申請者 水の調達場所ですね。まだ許可が下りているわけではないものですから、今現在は最初におっしゃっていただいたとおり、トラックに水のタンクをしょってくる前提でいるのですけれども、許可いただいて、土地のほうも譲る作業が完全に終わった時点で、近所の方とお話をして、水の手段とかも逆にアドバイスをいただきながら進めていこうかなとはちょっと思っております。
- 以上になります。
- 1 1 番委員 もし河川の水を使うということになると、土木事務所へ行って許可を申請しないといけないのですけれども、水源の。そういうのも考えて、今後。
- 2 番申請者 だんだんエリアが広がっていったりしていったときには、タンクをしょってくるだけでは足りないのは目に見えていますので、そういう土木事務所のほうとかいろいろ協議のほうは進めていかなければいけないのかなとは思っております。逆にいろんなアドバイスをいただけると、僕もいろんなことを考えやすくなるかなと思っております。
- 議 長 ほかに。
- 1 5 番。
- 1 5 番委員 1 5 番です。今日はどうもご苦労さまです。ブルーベリーということで、私どもが住んでいる地区はここよりももうちょっと〇〇よりも山奥なのですが、結構皆さんブルーベリーをやっているのです。ですから、気候としては合っているのかなと思っておりますけれども、それで私は梅の農家で、ブルーベリーは専門家ではないのですけれども、どんな種類を植えるつもりですか。
- 2 番申請者 まだ、すみません。種類の特定まではできていないのですが、こればかりはアドバイスを受ける親友と相談しながらになってくるかとは思っておりますけれども、友達のほうは400種類植えて、いろんな作物で甘さとか実験をしています。その中で僕も自分で味見をして、〇〇でこれだったら売っていただけるかなとか、安中でもそれが事業として成り立つのであれば、こっちにお店を設けてジェラートショップですとかジャム屋さん、もしくはジャムとかをパン屋さんに卸したりとかという、そういうニーズから逆算して進めていけたら、物すごく夢もあって面白いかなと、夢です。すみません。
- 1 5 番委員 それと、あと時間的に全部申請書類に目を通すことはできなかったのですが、基本的にはポットで、下は防草シート。
- 2 番申請者 防草シートを敷いてしまうと、防草シートからの薬分、悪影響するかなという

ことで、実は防草シートを敷かない前提にはちょっとしているのです。

15番委員 では、路地に置いておくということですね。そうすると、やはり夏場の草刈りが大変かなと。

2番申請者 草刈りは〇〇の関係でずっといつもやっているものですから、そこは。

15番委員 合計すると3反6畝ぐらいあるので。

2番申請者 当然1人ではあれなのですけれども、そのとき、そのときで実は現地でもパートさんというか、お仕事をちょっと手伝ってもいいよみたいな方、アルバイトとして使っていただけらいいかなと思っているのです。逆にそれはブルーベリーの摘み取りに関しても一緒に。

15番委員 摘み取りですね。うちのほうも10本ぐらいブルーベリーはあるのですけれども、摘んでいられないですね、面倒くさくて。人手がいるということですね。要するに全国的に例えば〇〇であれば〇〇とかブルーベリーはありますけれども、みんな観光客に摘み取らせているのですね。それが一つの手で、人件費省略もできるのかなと思っていますけれども、いずれにしても手間のかかる農作業になるので、人件費とブルーベリーの生産物がどのくらいの価格で流通できるようになるのかというのはちょっと心配ではあるのですけれども、うちのそばにもそういったブルーベリーをやっている人はいますけれども、結構大変ですね。そのぐらいが印象なのですけれども。軌道に乗るまで実が小さいのでね。

2番申請者 なので、どうしてもだんだん面積を広げていきたいというところもあるのですが。

15番委員 うちの周辺もブルーベリーをいっぱいやっているし、うちは梅もやっているし、あとキウイを10町歩ぐらい計画しているところもあるし、フルーツの街道にしたいなどは思っていますけれども。頑張ってください。

2番申請者 ありがとうございます。

議長 ほかにありますか。

13番。

13番委員 お話を聞いて、栽培のほうのノウハウもあるので、またいろいろ6次化まで考えているということなので、ぜひ私ども農業委員会としても応援していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

議長 16番。

16番委員 16番です。今日のご苦労さまです。6次産業ということでジェラートとジャムを計画されているということなのですけれども、これはどのくらいの期間で

そういったところまでこぎ着けようかなというのと、それと加工場ですね、加工場は一体どこでやるのかということなのですけれども、お願いします。

2番申請者 まず、スタートしてからになるのですけれども、当然1年、2年で6次化までいけるとは思っておりませんで、3年から4年ぐらいを目安に6次化のところまで持っていければなと思っております。途中製造に関してなのですけれども、アドバイザーの話ばかりで申し訳ないのですけれども、親友のほうも僕ら自分たちで製造の建物を造れるものですから、場所はちょっとこれからなのですけれども、〇〇の自分の余っている土地でやるか、安中の中でまた土地を使っていいと言ってくれる方がいらっしゃれば、そこに加工場を設けて自社製造という形でやっていきたいと思っております。そこで冷凍からジェラート製造まで全部行って、そこから出荷ができれば、店舗のほうとかですね。あとは、それを店先でも売ってもいいよという方がいらっしゃれば、そういった方とか。もしくは、そこで農協さんとか道の駅さんとか、そういうところも出てくるのかもしれないけれども、そういうところまで自社で持っていけるようなところまでいけたらなと思っております。その年数が大体3、4年から、製造の6次までといったら、完全にまでいくともう一年ぐらい、3、4、5年ぐらいを目安にはしております。

議長 ほかに。

2番。

2番委員 ちょっと立ち入った話をお聞きしたいのですけれども、具体的に内部生産というのを、これだけの面積ですから、当然自動散水装置というのがあって散水されるということで、特にユーチューブなんかを見ていると〇〇の養液栽培なんというのが数千万円投資してやるということ、短期に実が回収できるものまで成長が早いという話を聞いているのですけれども、具体的にそんな意向というか、計画はあるわけですね。

2番申請者 あそこまでの短期というのはなかなか考えてはいないのですけれども、何せもう見よう見まねで、アドバイスを受けながらやっていくもので、最初の1年は多分小学生レベルな感じだと思うのです。なので、自身での勉強もしながら、あと周りの方にいろいろアドバイス、支えていただきながらやっていければと思っているので、時間がちょっとかかってしまって申し訳ないです。

2番委員 あと、もう一点、出荷先なのですけれども、住まいが〇〇ですね。そうすると、当然〇〇に出荷予定になるわけですね。

2番申請者 ○○は取りあえず考えています。今あの隣に○○も造っているものですから、場所としてはベストとは思っております。

2番委員 我々例えば群馬の連中というか、人があそこへ出荷というのは駄目なのですね、地元ではないと。

2番申請者 そこは長くいるので、いろいろと。

2番委員 自分もちょっと庭先でブルーベリーを作っているのですけれども、ちょっとあそこの担当者に聞いたときに、「いや、群馬県は。」というような話をされて、要するに○○の界限、あの近在の人の市庭ですよというような説明を受けましたので、今の話であちに工場を造るなら構いませんけれども、○○辺りに造ってしまう話になるという、ちょっとその辺もあるのかなと思ったのですけれども。

2番申請者 ただ、○○だけという狭い視野ではなく、全体的に。安中の中でもやっぱり需要をつくっていきたいと思っているので、今どこまでどうとは考えてはいないのですけれども、安中のほうもどんどん栄えていってもらえたらいいのかなというのがありますので、今後をご期待いただければと思います。ありがとうございます。

議 長 よろしいですか。

委 員 なし。

議 長 では、本当は質問しようとしたのですけれども、時間が押していますので、どうもお疲れさまでした。ご苦労さまでした。

2番申請者 本日はありがとうございます。

(議案第1号2番案件申請者退出)

議 長 続いて、議案第3号、農地法第5条関係計画変更3番の案件申請者から説明を求めたいと思いますが、これに異議ありませんか。

委 員 異議なし。

議 長 異議なしと認め、議案第3号計画変更3番の案件申請者から説明を求めます。

(議案第3号計画変更3番案件申請者入場・着席)

事務局 では、最初に自己紹介をしてから申請内容の説明をお願いいたします。

3番申請者 ○○の○○の代表として来ました○○と申します。今回は、農地転用を申請したところ、計画変更申請ということで提出させていただきました。

3番申請者 私のほうは、行政書士を営んでおります○○の○○と申します。よろしく願いいたします。今回社長さんが体調を崩しておりますので、私が代理でこの場

に立たせていただいております。よろしく申し上げます。

議長 では、事業概要の説明を。

3番申請者 今回は、もともとは露天資材置場として農転の許可をいただいた部分について、今までは資材置場として利用していたのですけれども、あの辺りが〇〇の工場であったり、関連企業さんであったり、その辺りで居宅として使われ、社宅として使いたいということでちょっと問合せが多くて、あの地域で需要があるということを代表のほうで判断しまして、賃貸住宅を建設するという判断をして、建設を始めさせていただきました。建物登記のほうが今回しようとして調査していただいたところ、雑種地へまだ地目変更登記が完了していなくて、田んぼのままということが判明したので、その後すぐに農業委員会さんのほうに今回計画変更申請を出させていただくという形を取らせていただきました。

議長 行政書士さんのほうは補足はないですか。

3番申請者 はい。

議長 申請者の説明が終わりました。

質問のある方はお願いします。

9番。

9番委員 9番です。今回はお忙しいところ、ありがとうございます。

御社、〇〇、〇〇ということでよろしいですか。

3番申請者 はい、そうです。

9番委員 ということは、農地転用の申請等々日常の業務で、月に何件ぐらいの転用許可を大体扱っておるところですか。

3番申請者 基本的には、所有者さんからお話があって、うちのほうで買い取るというときに発生するのですけれども、なので月に5件あるかないかぐらいになるかなとは思いますが。

9番委員 月に5件とすると、年間で60件程度ぐらいはあると思うのですが、そうなってくるとそれだけの業務内容であれば、見落としていたとか、農地転用の登記するのを忘れていたとか、そういうことが書いてあるのですけれども、そういうことは私としては考えづらいのです。そこのところいかがですか。

3番申請者 原則少人数で会社の特に売買のほうはやっておりまして、代表が一手にまとめて農地転用、買取りの部分は特にやることが多いので、そうすると案件が少しほかの部分も担っている部分がありますので、そのために少し逃してしまうという部分があるように感じます。

- 9 番委員 ということは、これまでもあったということですか。
- 3 番申請者 これまでは、特に私が入ってからはかなり気にして見るようにはしていませんので、ないと思います。
- 9 番委員 一般の人だったらまだ話は分かる部分もあるのですが、それを業務で行っている法人というふうになってきますと、なかなか私としてはあり得ないことだろうなというふうに感じているところですが、実際のところ。それと、共同住宅を建ててしまったというの、もう登記してあるものだと思って建ててしまったということなのですか。
- 3 番申請者 購入した時点で、その後も資材置場として利用はしていたので、その後の申請を行政書士のほうにお願いするのをちょっと抜けてしまったというようなことかと認識しております。
- 9 番委員 分かりました。では、私のほうはこれで話を終わります。
- 議 長 4 番。
- 4 番委員 本日はご苦労さまです。現地を確認したところ、1 棟、あそこで大体 80% はもう完成していますね。そういった中で、今回初めて共同住宅への変更ということで、これ露天資材置場として農転を受けている場所であります。今までこれ許可が下りたのが令和 6 年の 1 月の要するに 29 日頃だと思っております。それ以降、この場所は露天資材置場としてどのような利用をなされていたのでしょうか。
- 3 番申請者 具体的には、造成資材用の置場として使っておりまして、土砂ですとか碎石、あとはブロック塀とか、そういったものを置くのに使用しておりました。
- 4 番委員 その後、建設の形として共同住宅のほうが始まったのが、これが許可証ということなのですか、あそこに立っているのを見てもみますと、令和 7 年の、昨年ですね、11 月から工期があると。その中で、先ほども言われたように、雑種地と言えれば雑種地かもしれないのですが、資材置場として利用していたものの許可転用というのが、転用許可がなぜ申請しなかったのかと。
- それと、もう一点、今現状として 1 棟建っています。1,000 平米からあるところ。あれから南側の場所ですけれども、どの程度今後のそういったふうな計画まであるのかどうかというのもひとつお聞かせいただきたい。
- 3 番申請者 今後の利用に関しては、私のほうでは一応しない予定だということでは聞いております。手前の南側の部分については、今までどおり資材置場として使う予定だということでは聞いております。

議長 ほかにありますか。

15番。

15番委員 今日のご苦労さまです。建物の地目変更しないで建ててしまったというのは、私今年で農業委員4年目ですけれども、初めての案件です。今工事中の建物、あれはどうされるつもりなのかということです。実際建ててはいけないところなのですね。どういうふうにお考えになるのか。あくまでも資材置場でしか使えない土地なのですね。それを甘く見てはいけないと思うのです。法律ですから。

3番申請者 それなものですから、計画変更のほうをさせてもらっております。

15番委員 計画変更はもちろん出さなければいけないと思いますけれども、では今の建物をどうするのだということです。

3番申請者 取り壊すわけにはちょっとなかなか難しいところがあるので。

15番委員 それはあなたたちで考えるしかないでしょう。

3番申請者 そうですね。

15番委員 私ら、そんなところまで立ち入ってどうこうするという立場の者ではないですからね。甘く考えているのですよ。

3番申請者 申し訳ございません。

15番委員 それで、始末書もこれ書面になっていないですよ。どちらが書いた文書だか分からないですけれども、賃貸住宅の需要が多いため共同住宅の建設に着手したところと、こんなの理由にならないでしょう。

3番申請者 社長さんとお話をさせてもらったところ、お客様ニーズに応えるようなことをちょっと優先してしまったというところで、一番大事なところが。

15番委員 あなたは書類を作るのを代行してやっているわけでしょう。そんなことまで言う必要ないのではないですか。何でそんなこと言うのですか。

3番申請者 お話をしたところのお答えをさせていただいただけですので。その経緯を今お話しさせていただきます。

15番委員 だから、いずれにしても法律を甘く見ているのですよ、農地法を。

3番申請者 その辺は。

15番委員 住宅なんかできないところなのです。建ててはいけないところなのです。それを何、途中まで造って、是正の申請を出すからいいだろうと、そういう甘いのですよ、あなたたち。

3番申請者 申し訳ございません。

- 1 5 番委員 今日は何をやっているのですか、現場は。
- 3 番申請者 今日の現場ですか。今日は休工中で、明日また始めるようなお話です。
- 1 5 番委員 ストップさせないのですか。建設できないのですよ、あそこは。甘く考えているのですよ、あなたたち。〇〇という会社と今建設している会社はちゃんと注文書とか請け書をやり取りしているのですか。
- 3 番申請者 私のほうではタッチしていないのですけれども、社長のほうでやり取りしていると。
- 1 5 番委員 私のほうでタッチしていないとか、社長のほうでって、あなた会社の代表として今日来ているわけでしょう。
- 3 番申請者 申し訳ありません。
- 1 5 番委員 ちゃんと答弁してくださいよ。
- 3 番申請者 はい。
- 1 5 番委員 注文書と請書はちゃんとあるのですか。
- 3 番申請者 履歴を確認しますけれども。
- 1 5 番委員 それは、注文書の中にどういうふうにしたのだから、私チェックしたいぐらいですよ。農業委員会としてはそこまでタッチできないのかもしれないけれども、こういったトラブルがあった場合はどう対処するかというのは本来注文書であるべき書類ですね。どうされるのですか、明日から。たとえこれが申請出したって、すぐには下りないのですよ。分かるでしょう。今日出したからって、明日下りる書類ではないのですよ、農業委員会の書類は。どうするのですか、明日から。
- 3 番申請者 私のほうで農業委員会さんからこういったお話があった旨を社長に話しまして、工事業者さんのほうでもし止められるようでしたら、一時的にストップしていただくように手配するつもりではあります。
- 1 5 番委員 私のほうからストップしろとか、そういうことは言えないのですけれども、農業委員会としては。一委員としては。どうされるのかということだけ聞きたいです。
- 議 長 〇〇はどのくらい容体が悪いのですか。
- 3 番申請者 数年前に特に腸のほうを悪くしまして、それで一時手術をしたのですけれども、それに当たってしばらく後遺症が残るということで、その検査入院兼ということ少し様子見で今は入院しています。
- 議 長 では、来月は退院されますか。

3番申請者 そうですね。はい。その予定です。

議長 では、来月本人にもう一回来ていただきたいと思います。詳しい経緯を説明していただきます。それまで工事は止めておいてください。違反転用状態ですから。

3番申請者 分かりました。

議長 ほかにありますか。

委員 なし。

議長 なければ打ち切ります。

お疲れさまでした。ご苦労さまでした。

(議案第3号計画変更3番案件申請者退出)

議長 1か月申請を延長できる。審議できないから保留。本人が説明を、具体的な説明ができていないわけですね、今。納得できていないですね。納得できる説明がなかったですね、今。

委員 はい。

議長 本当は、社長さんに来ていただくように依頼したのですがけれども、体調不良ということで〇〇が来たのだけれども、こちらの求めることに対しての回答がないので、審議保留で来月本人に来て説明していただくということでよろしいですか。

委員 異議なし。

議長 では、改めて来月、代表者にここに来ていただくということでやりたいと思います。

それでは、審査班の意見の取りまとめのため、暫時休憩とします。

(休憩午後 2:59)

(意見取りまとめ)

(再開午後 3:03)

議長 それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。

それでは、議案第1号に対する書類審査結果について、審査班からの報告を求めます。

1班。

1班班長

11番です。1班に付託された議案第1号、農地法第3条関係は、1番から2番の2件です。審査班で農地法第3条の許可基準により審査した結果、調査書に示したとおりであり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件

を全て満たしていますので、許可相当であります。

議 長

2班。

2班班長

13番です。2班に付託されました議案第1号、農地法第3条関係は、3番、4番の2件です。審査班で農地法第3条の許可基準により審査した結果、調査書に示したとおりであり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしていますので、許可相当であります。

議 長

3班。

3班班長

9番です。3班に付託された議案第1号、農地法第3条関係は、5番の1件です。審査班で農地法第3条の許可基準により審査した結果、調査書に示したとおりであり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしていますので、許可相当であります。

議 長

報告が終わりました。

これより議案第1号に対する質疑を行います。

委 員

なし。

議 長

なければ打ち切ります。

これより議案第1号に対する採決を行います。

本案に対する審査班の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

委 員

挙手全員。

議 長

挙手全員であります。

よって、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請については審査班の報告のとおり決定しました。

次に、議案第2号に対する書類審査結果について審査班から報告を求めます。

1班。

1班班長

11番です。1班に付託された議案第2号、農地法第4条関係は、1番の1件です。審査班で農地転用の許可基準により審査した結果、審査表に示したとおりであり、農地法第4条第6項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしていますので、許可相当であります。

議 長

2班。

2班班長

13番です。2班に付託された議案第2号、農地法第4条関係は、2番の1件です。審査班で農地転用の許可基準により審査した結果、審査表に示したとおりであり、農地法第4条第6項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしていますので、許可相当であります。

議 長 3班。

3班班長 9番です。3班に付託された議案第2号、農地法第4条関係は、3番の1件です。審査班で農地転用の許可基準により審査した結果、審査表に示したとおりであり、農地法第4条第6項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしていますので、許可相当であります。

議 長 報告が終わりました。
これより議案第2号に対する質疑を行います。

委 員 なし。

議 長 なければ打ち切ります。
これより議案第2号に対する採決を行います。
本案に対する審査班の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

委 員 挙手全員。

議 長 挙手全員であります。
よって、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請については審査班の報告のとおり決定しました。
次に、議案第3号に対する書類審査結果について審査班から報告を求めます。

1班。

1班班長 11番です。1班に付託された議案第3号、農地法第5条関係は、11番から15番の5件及び農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請1番、2番の2件です。審査班で農地転用の許可基準により審査した結果、審査表に示したとおりであり、農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしていますので、許可相当であります。

議 長 2班。

2班班長 13番です。2班に付託された議案第3号、農地法第5条関係は、6番から10番の5件です。審査班で農地転用の許可基準により審査した結果、審査表に示したとおりであり、農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしていますので、許可相当であります。

議 長 3班。

3班班長 9番です。3班に付託された議案第3号、農地法第5条関係は、1番から5番及び計画変更の3番の6件です。審査班で農地転用の許可基準により審査した結果、審査表に示したとおりであり、計画変更の3番を除くほかの案件につい

ては、農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしていますので、許可相当であります。また、計画変更の3番については、説明不足のため保留といたします。よって、不許可相当というか、説明不足のため保留といたします。

議長 報告が終わりました。

これより議案第3号に対する質疑を行います。

委員 なし。

議長 なければ打ち切ります。

これより議案第3号に対する採決を行います。

本案に対する審査班の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

委員 挙手全員。

議長 挙手全員であります。

よって、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請については審査班の報告のとおり決定しました。

次に、日程第6、議案第4号、農用地利用集積等促進計画の承認についてを議題とします。

本案のうち1、中間管理権設定関係及び2、賃借権又は使用貸借権による権利の設定関係の番号1番は、5番委員が農業委員会等に関する法律第31条第1項、議事参与の制限規定に該当するため、番号1番を案件1、残りを案件2として2回に分けて審議いたします。

初めに、案件1を議題といたします。

本件は、5番委員が農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により議事参与できませんので、これを審議の間、5番委員の退席を求めます。

(5番委員退場)

議長 それでは、案件1について事務局の説明を求めます。

事務局 議案第4号、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定に基づき、以下の農用地利用集積等促進計画(案)について、群馬県農業公社へ要請してよろしいか審議願いたい。

令和8年2月25日提出、安中市農業委員会会長丸山征二。

農用地利用集積等促進計画は、議案書6ページ記載の1、中間管理権設定関係記載の1番及び議案書7ページ記載の2、賃借権又は使用貸借権による権利の設定関係1番記載の計2件です。農地中間管理事業の推進に関する法律第18

条第5項の各要件を満たしていると考えます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 説明が終わりました。

案件1について質問がありましたらお願いします。

委員 なし。

議長 なければ打ち切ります。

お諮りします。案件1、農地利用集積等促進計画の承認についての1、中間管理権設定関係及び2、賃借権又は使用貸借権による権利の設定関係の1番について、承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

委員 挙手全員。

議長 挙手全員であります。

よって、議案第4号のうち農地利用集積等促進計画の承認についての1、中間管理権設定関係及び2、賃借権又は使用貸借権による権利の設定関係の1番は原案のとおり承認し、群馬県農業公社へ要請することに決定しました。

ここで5番委員の入室を許可します。

(5番委員入場)

議長 それでは、次に案件2について事務局の説明を求めます。

事務局 議案第4号、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定に基づき、以下の農用地利用集積等促進計画(案)について、群馬県農業公社へ要請してよろしいか審議願いたい。

令和8年2月25日提出、安中市農業委員会会長丸山征二。

農用地利用集積等促進計画は、議案書6ページ記載の1、中間管理権設定関係記載の2番から62番及び議案書7ページ記載の2、賃借権又は使用貸借権による権利の設定関係2番から16番に記載の計76件です。農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしていると考えます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 説明が終わりました。

質問のある方はお願いします。

委員 なし。

議長 なければ打ち切ります。

それでは、お諮りします。案件2、農地利用集積等促進計画の承認についての1、中間管理権設定関係の2番から62番及び2、賃借権又は使用貸借権によ

る権利の設定関係の番号2番から16番を承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

委員 挙手全員。

議長 挙手全員であります。

よって、議案第4号のうち農地利用集積等促進計画の承認についての1、中間管理権設定関係の2番から62番及び2、賃借権又は使用貸借権による権利の設定関係の番号2番から16番は原案のとおり承認し、群馬県農業公社へ要請することに決定しました。

次に、日程第7、議案第5号、安中市農業委員会処務規程の一部改正についてを議題とします。

本案について、事務局より説明を求めます。

事務局 議案第5号、安中市農業委員会処務規定の一部改正について。

安中市農業委員会処務規程を次のとおり一部改正したいので審議のうえ議決願いたい。

令和8年2月25日提出、安中市農業委員会会長丸山征二。

説明は以上になります。ご審議のほどよろしく願います。

議長 説明が終わりました。

本案に対して質問のある方はお願いします。

これは、庶務係と農業振興係が今まで係長兼務でやっていたのですけれども、市のほうの業務内容の改定に伴って兼務をなくしてくれということで、庶務係を廃止して農業振興係が庶務係を兼務ということで、実質的な兼務するのですけれども、係名とするとなくすということで、今まで庶務係が持っていたものを農業振興係が持つという内容のことであります。

質問、どうぞ。

15番委員 一つ一つ細かいことはさておき、農業振興係が何名、農地係が何名体制でやるのかと、農業振興係が嫌にボリュームがあるな、大丈夫かなと。

議長 今までやっていたのと同じだから。

15番委員 それと、あと農地基本台帳に関することというのは、これは農地係ではないのですか。農業振興係なのですか。

以上です、質問は。

事務局 今ご質問いただきました何人体制かというお話なのですけれども、農地係が2名、そして令和8年度は農業振興係が3名という体制になります。

それから、農地基本台帳に関する事なのですから、今現在改正前も農業振興係のほうで事務分掌としては存在していますので、そのまま引き継ぐという形になります。

お答えは以上になります。

15番委員 あとひとつ。

議長 どうぞ。

15番委員 あと、農業委員会と農林課の係の関係というのは何かひもづいているのですか。

事務局 組織的なひもづきという意味でよろしいですか。

15番委員 そう。

事務局 組織的なひもづけはありません。農林課は市長部局ですし、農業委員会事務局は行政委員会として独立した組織です。ただ、業務上情報というか、色々やり取りする機会がございますので、情報共有ですとか、そういったことは業務上ではあるとは思いますが、組織的な結びつきといったものはございません。

15番委員 はい。

議長 どうぞ。

15番委員 例えば今回の地域計画なんか全然農林課がやっていて、こっちの農業委員会にはっきり言ってノータッチというか、蚊帳の外というか、そういうことを感じたので、そういう意味でひもづけはどうなっているのですかということをお願いいたします。

以上です。

議長 8番。

8番委員 この規程といいますか、この関係で、今まであったものが、今度は新しい規程のほうに内容も、それから仕事の継承も、そのまま移行、網羅されているわけですか。今まであって、今後新しく始まる。逆に今まであったのだけれども、今度はなくなるよとか、そんなものがあるのかどうか。

それから、あと2つ。1つは、地域計画、それが安中市だけでなく、ほかの市も多分同じようなのだと思いますけれども、地域計画がきちんと35市町村ですか、できていないということの後追いで、農業委員会の中にそういった事柄もタッチする部署ということをつくったのかどうか。

もう一つは、20日の日に市長が新聞発表か何かでブランディング化、地域のブランド化が必要ということで話をしたと思います。それとあわせて、こうい

事務局

った改正がなされたのかどうかということをお教えください。

ご質問ありがとうございます。幾つかあったかと思うので、もしちょっと私のほうで漏れていたらご指摘ください。

今回の処務規程の改正についてなのですが、先ほどちょっとご説明を申し上げましたとおり、安中市の機構改革で庶務係がなくなるということになりましたので、それをもってこの規程の改正に至っています。一部改正に至っています。ですので、新規の事業が農業委員会の中にあるのかというご質問、あるいは今まであった事業がなくなってしまうのか、そういうものがあるのかというご質問に対しては、両方とも該当するものはございません。庶務係という名称がなくなって、ただ庶務係で持っていた業務をそのまま農業振興係が引き継ぐといった形になります。

今現在も、庶務係は〇〇というものの者が、今総会をやっているときは全員農業委員会に来るわけにはいかないのです、職員が。1人、〇〇という者が庶務係としています。農業振興係としては現在〇〇が担当していて、その庶務係と農業振興係の2つの係の係長を私が今兼務しているといったことになります。ですので、基本的には人数も変わらないですし、先ほど申し上げたとおり、新規ですとかなくなる事業、そういったものはこの農業委員会の中からはございません。

それから、地域計画自体は国のほうでつくりなさいよという指示がありまして、令和6年度につくられたものということになるかと思えます。群馬県内は35市町村ありまして、35市町村全地域で策定されているというふうに、全部で35市町村群馬県内あるわけですが、全市町村で策定をされているということです。

それから、農産物のブランド推進協議会についてですが、こちらも前回の会議のときにお話をさせていただいたのですが、農業委員会からは〇〇、それから農地利用最適化推進委員からは〇〇、この2人に農業委員会としては協議会のほうに出席をいただくということで報告をさせていただいたところですが、そのブランドの推進協議会につきましては農林課のほうで事務局となりまして進めている事業として、今のところ特に農業委員会のほうは委員の推薦依頼があっただけで、それ以外の特に関心依頼とか、そういったものは今のところございません。

以上になりますが、何かちょっと回答漏れとかがありますか。

8番委員 私もちっとスマホとか、そういったものを見ただけでしたから、具体的に市長が言ったことがどうだと押さえているわけではないのですけれども、ブランド推進協議会の中には、要は農業委員会とか、今言った農地利用最適化推進委員、そちらのほうも協力して、それから農協のほうも協力してというような言葉が入っていたように思うのです。ただ、今話したように、先月ですか、農業委員会のほうからは〇〇が、農地利用最適化推進委員のほうからは〇〇という話は聞いたのですけれども、具体的にこの庶務係、庶務というのは非常にねられないというか、そういった規程が市役所にあるようだけれども、そういったこととちょうどリンクしているように感じたものですから、今みたいな質問をしました。現段階では、特にそういった足並みをそろえたようなことはないということですのでよろしいですね。

事務局 今のところ、まずは3月2日にブランド推進協議会が開催されるという話は、やはり私も記者発表の記事というのが、内容というのが庁内のデスクネットというものがあまして、そちらでお知らせが来るのですけれども、そちらで確認をしたところです。なので、推進協議会としてもこれから動き出すという形かなとは思っているのですけれども、まずは推進協議会の立ち上げに当たって、農業委員会から委員を推薦してくださいというところで、今のところはまだ話が進んでいないというか、一応そこまでのお話になっています。

その推進協議会の委員さんは、JAさんですとか、あとは市のこども課というところがあるのですけれども、その女性職員ですとか、そういった方がメンバーとして入るという話は聞いております。

以上でよろしいでしょうか。

議長 よろしいですか。

8番委員 はい。

議長 ほかになければ、質疑を打ち切ります。

これより議案第5号に対する採決を行います。

本案に対する事務局の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

委員 挙手全員。

議長 挙手全員であります。

よって、議案第5号、安中市農業委員会処務規定の一部改正については事務局の説明のとおり決定しました。

以上をもちまして議案審議は全て終了しました。

これをもちまして令和8年第2回安中市農業委員会総会を閉会します。
慎重審議をいただきまして、ありがとうございました。

時に午後 3時45分

以上、会議の顛末を記載しその内容に相違ないことを証するため、ここに
署名捺印する。

令和8年2月25日

安中市農業委員会会長

4番委員

13番委員